

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成十六年四月一日規則第二十七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。）の施行に関しては、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省令・環境省令第七号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(登録の通知)

第二条 法第四十四条第二項（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は別記様式第一号によるものとし、法第五十五条第二項（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は別記様式第二号によるものとする。

追加〔平成一六年規則七九号〕

(廃業等の届出)

第三条 法第四十八条（法第五十九条において準用する場合を含む。）又は法第六十四条（法第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第三号によるものとする。

追加〔平成一六年規則七九号〕

(解体業許可証の再交付)

第四条 解体業者は、解体業許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に当該許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記様式第四号による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、解体業許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている解体業許可証を添付しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則七九号〕

(解体業許可証の返納)

第五条 解体業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に解体業許可証を返納しなければならない。

- 一 解体業許可証の再交付を受けた者が、失った解体業許可証を発見したとき。
- 二 事業の全部を廃止したとき。
- 三 許可を取り消されたとき。

一部改正〔平成一六年規則七九号〕

(準用)

第六条 前二条の規定は、破砕業者について準用する。この場合において、前二条中「解体業許可証」とあるのは、「破砕業許可証」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一六年規則七九号〕

(書類の提出部数等)

第七条 法、政令、共同省令又はこの規則により、知事に提出する書類の提出部数及び提出先は別表のとおりとする。

一部改正〔平成一六年規則七九号・二〇年一二号・二一年二八号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。
(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三十五号の二の次に次の一号を加える。

三十五の三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）に基づく

知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第二百二十七条の規定による関係行政機関等に対する照会又は協力の求め
- (二) 第三百十条第一項の規定による関連事業者に対する報告の徴収
- (三) 第三百十一条第一項の規定による関連事業者に対する立入検査

附 則（平成一六年一二月二八日規則第七九号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。
(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部改正)
- 2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成十四年広

一部改正〔平成16年規則79号・令和元年32号・3年78号〕

島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、法第二十八条において準用する法第十五条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の廃業等の届出及び法第三十三条第一項において準用する法第十五条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の廃業等の届出」を削り、「別記様式第一号」を「別記様式」に改める。

第三条を次のように改める。

(書類の提出部数等)

第三条 法、政令、共同省令又はこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、二部(県内に事業所を有しない事業者にあつては、一部)とし、主たる事業所の所在地を管轄する地域事務所の長を経由して知事に(県内に事業所を有しない事業者にあつては知事に)提出するものとする。

第四条を削る。

別表を削る。

別記様式第二号を削る。

別記様式第一号中「様式第1号」を「様式」に、「／第一種フロン類回収業者／第二種特定製品引取業者／第二種フロン類回収業者／ 廃業等届出書」を「第一種フロン類回収業者廃業等届出書」に、「／第一種フロン類回収業／第二種特定製品引取業／第二種フロン類回収業／の」を「第一種フロン類回収業の」に、「／第15条第1項／第28条で準用する第15条第1項／第33条第1項で準用する第15条第1項／」を「第15条第1項」に、「引取又は回収業」を「第一種フロン類回収業」に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同様式を別記様式とする。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

4 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十七号の二(十)から(二十四)までを削り、同号(二十五)中「第七十条」を「第四十三条」に改め、「、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者」を削り、同号(二十五)を同号(十)とし、同号(二十六)中「第七十一条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、「、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者」を削り、同号(二十六)を同号(十一)とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の二の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)附則第十九条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第十八条の規定による改

正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第二十九条第一項の規定による第二種フロン類回収業の登録の申請の受付
- (二) 第三十三条第一項において準用する第十二条第一項の規定による第二種フロン類回収業の登録更新の申請の受付
- (三) 第三十三条第一項において準用する第十三条第一項の規定による第二種フロン類回収業の変更の届出の受付
- (四) 第三十三条第一項において準用する第十五条第一項の規定による第二種フロン類回収業の廃業等の届出の受付
- (五) 第三十三条第一項及び第二項において準用する第二十二条第二項の規定による第二種フロン類回収業者が回収した使用済自動車に係るフロン類の量の記録等の報告の受理
- (六) 第四十二条第一項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する指導及び助言
- (七) 第四十三条第一項の規定による第二種フロン類回収業者に対する基準遵守勧告
- (八) 第四十三条第四項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する引取り又は引渡しの勧告
- (九) 第四十三条第六項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する措置命令
- (十) 第六十四条第一項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する報告の徴収又は必要な措置勧告
- (十一) 第六十四条第二項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する措置命令
- (十二) 第七十条の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する報告の徴収
- (十三) 第七十一条第一項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する立入検査

第七条第二項第三十五号の三中「(平成十四年法律第八十七号)」を削り、同号中(七)を(十九)とし、(六)を(十八)とし、(五)を(十七)とし、(十七)の前に次のように加える。

- (十五) 第九十条第一項の規定による関連事業者に対する勧告

(十六) 第九十条第三項の規定による関連事業者に対する措置命令

第七条第二項第三十五号の三中(四)を(十四)とし、(三)を(十三)とし、(二)を(十二)とし、(一)を(十一)とし、(十一)の前に次のように加える。

- (一) 第十九条の規定による関連事業者に対する指導及び助言
- (二) 第二十条第一項の規定による関連事業者に対する勧告
- (三) 第二十条第二項の規定によるフロン類回収業者に対する勧告
- (四) 第二十条第三項の規定による関連事業者に対する措置命令
- (五) 第四十六条第一項の規定による引取業者の氏名等の変更の届出の受理
- (六) 第四十七条の規定による引取業者登録簿の閲覧
- (七) 第四十八条第一項の規定による引取業者の廃業等の届出の受理
- (八) 第五十七条第一項の規定によるフロン類回収業者の氏名等の変更の届出の受理
- (九) 第五十九条において準用する第四十七条の規定によるフロン類回収業者登録簿の閲覧
- (十) 第五十九条において準用する第四十八条第一項の規定によるフロン類回収業者の廃業等の届出の受理

第七条第二項第四十二号中「(二十二)及び(二十四)」を「第二十七号の二の二(九)及び(十一)」に改め、「第三十五号の二(五)」の下に「、第三十五号の三(四)及び(十六)」を加える。

附 則 (平成二〇年三月二四日規則第一二号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別表（第七条関係）

提出書類	提出部数	提出先
引取業者登録・登録の更新申請書（共同省令様式第一） フロン類回収業者登録・登録の更新申請書（共同省令様式第三） 解体業許可・許可の更新申請書（共同省令様式第五） 破砕業許可・許可の更新申請書（共同省令様式第八） 破砕業の事業の範囲の変更許可申請書（共同省令様式第十） 解体業・破砕業許可証の再交付申請書（別記様式第四号）	一部	主たる事業所の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）
引取業者変更届出書（共同省令様式第二） フロン類回収業者変更届出書（共同省令様式第四） 解体業変更届出書（共同省令様式第七） 破砕業変更届出書（共同省令様式第十一） 引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業廃業等届出書（別記様式第三号）	二部（添付書類は一部）	

別記様式第1号（第2条関係）

引取業者 登録 変更登録 通知書

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

使用済自動車の再資源化等に関する法律^{第44条第2項}
第46条第3項において準用する第44条第2項

の規定により、引取業者として登録したこと
登録の変更を行ったこと を通知する。

広島県知事



登録番号

登録年月日 平成 年 月 日

有効期間満了年月日 平成 年 月 日

登録の更新又は変更の状況 平成 年 月 日(内容)

事業所の名称及び所在地

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

追加〔平成16年規則79号〕、一部改正〔令和元年規則32号〕

様式第2号（第2条関係）

フロン類回収業者 登録 変更登録 通知書

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

使用済自動車の再資源化等に関する法律^{第55条第2項}
第57条第3項において準用する第55条第2項

の規定により、 フロン類回収業者として登録したこと
登録の変更を行ったこと を通知する。

広島県知事



登録番号

登録年月日 平成 年 月 日

有効期間満了年月日 平成 年 月 日

登録の更新又は変更の状況 平成 年 月 日(内容)

事業所の名称及び所在地

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号（第3条関係）

引 取 業
フロン類回収業
解体業
破 碎 業
廃業等届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

平成 年 月 日付け第 号で登録を受けた 引取業
フロン類回収業
解体業
破砕業 の廃業

等について、使用済自動車の再資源化等に関する法律 第48条
第59条において準用する第48条 の
第64条
第72条において準用する第64条
規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
--------	--

備考

- 1 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 2 届出する者は次のとおり
 - (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) その(登録/許可)に係る(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)を廃止した場合 (引取業者/フロン類回収業者/解体業者/破砕業者)であった個人又は(引取業者/フロン類回収業者/解体業者/破砕業者)であった法人を代表する役員

- 注1 不要な文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

追加〔平成16年規則79号〕、一部改正〔令和元年規則32号〕

様式第4号（第4条，第6条関係）

解体業許可証
破砕業許可証 の再交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
申請者 住所
氏名
〔法人にあつては，名称及び代表者の氏名〕
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則^{第4条}
第6条において準用する第4条の規定
により，解体業許可証^{第4条}
破砕業許可証^{第6条}の再交付について，次のとおり申請します。

許可年月日	平成 年 月 日
許可番号	
申請の理由	
備考	

- 注 1 不要な文字は，消すこと。
2 用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。